

中野区教育委員会会議録

平成27年第3回定例会

平成27年1月23日

中野区教育委員会

平成27年第3回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年1月23日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時13分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 大島 やよい

教育委員会教育長 田辺 裕子

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 石濱 良行

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 伊東 知秀

教育委員会事務局指導室長 川島 隆宏

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 伊藤 正秀

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 石濱 照子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 片岡 和則

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会教育長 田辺 裕子

○傍聴者数

10人

○議題

1 議決案件

- (1) 第2号議案 中野区文化財保護審議会への諮問について
- (2) 第3号議案 中野区社会教育委員の廃止について
- (3) 第4号議案 中野区社会教育委員の設置に関する条例の廃止手続について
- (4) 第5号議案 中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について
- (5) 第6号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定に係る意見について
- (6) 第7号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について
- (7) 第8号議案 損害賠償に係る仮和解等について

2 報告事項

- (1) 委員長、委員、教育長報告
 - ① 1月16日 平成25・26年度「学校教育向上事業」研究指定校塔山小学校研究発表会
- (2) 事務局報告
 - ① 子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方(案)について(保育園・幼稚園担当)

○議事経過

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日の議決案件、第2号議案から第4号議案までに関連して、健康福祉部、健康・スポーツ担当、石濱副参事に出席を求めています。

また、事務局報告の1番目に関連して、子ども教育部、保育園・幼稚園担当、古川副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

ここで、傍聴の方にお知らせいたします。

本日の事務局報告の1番目「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収をさせていただきます。

傍聴の方は、ご退室の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

ここでお諮りをいたします。

本日の議決案件第8号議案「損害賠償に係る仮和解等について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、議決案件第8号議案の審議を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決案件、第8号議案の審議を日程の最後に行うことに決定いたします。

<議決案件>

小林委員長

それでは、議決案件、第2号議案「中野区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（健康・スポーツ担当）

それでは、第2号議案「中野区文化財保護審議会への諮問について」、ご説明をさせていただきます。

資料をごらんください。提案理由といたしまして、中野区が所有する資料の中野区登録文化財として登録及び中野区指定文化財としての指定の是非につきまして、中野区文化財保護審議会へ諮問する必要があるためでございます。

諮問内容につきましては、申し上げたとおり「中野区文化財登録指定の是非について」でございます。

審議の対象となる候補でございますが、「山崎家ひな人形」一式で、区民から寄贈を受けたもので、歴史民俗資料館で保管してございます。

資料の裏面にその全体がございまして、ひな人形6対ほかひな道具等合わせまして136点でございます。

次に諮問理由ですが、「山崎家ひな人形」は、中野区が山崎家より寄贈を受けたものでございます。山崎家は、代々旧江古田村名主を務めた旧家で、その山崎家に伝来したものです。歴史民俗資料館開館以来、桃の節句「おひなさま展」では展示の中心として広く区民に知られております。

今回取り上げることになったきっかけでございますが、本年9月に開催いたしました中野区文化財保護審議会の中で、江戸時代の美術工芸品等審議の際に、「山崎家ひな人形」についても江戸時代からのひな人形が一括されて残されていた点が重要と思われるという委員からのご意見などございまして、今回正式に諮問し、検討いただくものでございます。

次に、諮問根拠です。中野区文化財保護条例第5条におきまして、文化財登録の規定があり、第7条では登録文化財の指定について規定してございます。また第19条では、文化財として登録指定する場合、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならない旨、規定しております。

次に、今後の予定です。この件につきまして、本日議決いただいた場合には同日付で中野区文化財保護審議会に諮問する予定でおります。

説明は以上でございます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

後ろの写真のところを見ますと、宝暦年間とか江戸後期とかいうおひな様があるのですが、この百何十点の中ではつくられた、あるいは用いられた時期が異なるものがまじっているということなのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

江戸時代から、代々山崎家に嫁いだ方々がお持ちになったものでございまして、そういったことで江戸時代後期から明治にかけての時代のものがまじっているところでございます。

渡邊委員

すばらしいものだと思うのですけれども、ひな人形という性質から表に書いてあったように、「おひなさま展」のときには展示されているのですけれども、今度文化財になったら常に見られるような、そんな感じになるのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

本年も2月7日から3月8日まで「おひなさま展」ということで、区民の方に見ていただくことになるのですけれども、基本的に区の文化財として指定された場合にも「おひなさま展」のときにお出しするというのが、その辺につきましてはあまり変わらないということでございます。

田中委員

昔からよく見ているのですけれども、これはすばらしいもので、ただ資料館ができた当初は、本当に列をつくるぐらいに人がいっぱいいらっしやっていたのですけれども、最近「おひなさま展」の間もそこまでは人はいらっしやらないので、これを機会にまた、ぜひ教育的な活用をしていただければと思います。お願いします。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議決案件、第3号議案「中野区社会教育委員の廃止について」及び第4号議案「中野区社会教育委員の設置に関する条例の廃止手続について」の計2件を、一括し

て上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（健康・スポーツ担当）

それでは、第3号議案「中野区社会教育委員の廃止について」及び第4号議案「中野区社会教育委員の設置に関する条例の廃止手続について」、説明させていただきます。

提案理由でございます。中野区社会教育委員の廃止につきましては、前回の教育委員会でご協議をいただきました内容のとおりでございますが、社会教育委員を取り巻く地域の社会構造、社会事情の変化もあり、社会教育委員としての役割は終えていることから、廃止するものでございます。

社会教育委員を廃止することに伴いまして、中野区社会教育委員の設置に関する条例を廃止する必要があるため、条例の廃止手続を行います。よって、第4号議案「中野区社会教育委員の設置に関する条例の廃止手続」については、あわせてよろしくご審議のほど、お願いいたします。

小林委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

前回のときにいろいろ状況を伺ったので、一応確認なのですが、もう既に現時点においては、社会教育委員を委嘱されている方がいらっしゃるかに伺ったと思うのですが、それが現時点でいらっしゃるかどうかというのが一つと、それから平成14年以降は諸計画の立案とか、調査研究の諮問は行われていないということなのですが、その確認をしたいと思います。

副参事（健康・スポーツ担当）

委員のご指摘のとおりでございます。平成26年9月5日以降、委員の委嘱はございません。また審議内容についても、今の委員のご指摘のとおりでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

廃止している区とまだ継続している区について、資料があれば教えていただけますか。

副参事（健康・スポーツ担当）

現在、平成25年度の段階で、13区が既に社会教育委員の委嘱をしてございません。本

年、それにつきましてふえる予定と、他区からの情報といたしましてもあるところがございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

なければ、質疑を終結したいと思います。

それでは、第3号議案及び第4号議案の計2件について、一括して簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第3号議案及び第4号議案の計2件を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

健康・スポーツ担当石濱副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞご退室ください。

続きまして、議決案件、第5号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

本件は、教育長について自己の一身上に関する事件に該当いたします。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、教育長は本件議事について教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで会場の外にご退室をお願いいたします。

(教育長退席)

小林委員長

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、第5号議案「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」、提案理由の説明を申し上げます。

説明につきましては、別添の資料をごらんいただきたいと存じます。本件につきましては、中野区特別職報酬等審議会の答申に基づきます区長等の給与改定に伴いまして、教育長の給与につきましても同様の措置を講じるため、下記のとおり中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について区長から意見を求められたものにつきまして、

意見を申し出るものでございます。

記以下をごらんいただきたいと存じます。改正内容でございますが、まず給料月額でございますが、記載のとおり 0.2% 引上げを行うものでございます。

また「(2) 期末手当の改定」でございます。期末手当の支給割合につきましても、記載のとおり年間 100 分の 25 月分の引上げを行うものでございます。

また「(3) 平成 27 年 3 月支給分の期末手当の特例措置」でございますが、この給料月額の改定に伴います差額調整のため、記載のとおり特例措置を設けるものでございます。

施行期日は、本年 3 月 1 日からの施行でございます。また、新旧対照表は裏面のとおりでございます。後ほどご確認いただければと存じます。

また、表面「(4) 今後のスケジュール (予定)」でございますが、本日教育委員会における審議を経まして、平成 27 年区議会第 1 回定例会に一部改正条例案が提出される予定でございます。

簡単でございますが、説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑等がございましたら、お願いいたします。

大島委員

給与を改定するとき、よく国家公務員の人事院勧告が出てそれにあわせるとか、そういう背景事情があったりすることが多かったように思うのですけれども、今回はそういう背景事情みたいなといいますか、改定するきっかけといいますか、何かあるのでしょうか。

副参事 (子ども教育経営担当)

ただいま委員がご指摘いただきました内容につきましては、特別職員、一般職員の給与につきましては 0.2%、期末手当につきましては 0.25 月の引上げということが本年度決定しております。こういった措置を踏まえ、答申が行われたところでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ質疑を終結させていただきたいと思えます。

簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第 5 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、本件議事は終了しましたので、教育長は入室をお願いいたします。

(教育長着席)

小林委員長

先ほどの第5号議案につきましては原案のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

続きまして、議決案件、第6号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定に係る意見について」を上程いたします。

それでは議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第6号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定に係る意見について」説明を申し上げます。

説明につきましては、別添の資料をごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴います関係条例の整理等に関する条例の制定につきまして、区長から意見を求められたものに対しまして、意見を申し出るものでございます。

記以下をごらんいただきたいと存じます。

まず「1 整理条例の内容」でございしますが、「(1)教育長が特別職として位置付けられたことに伴う関係条例の規定の整備等」ということでございしますが、記載の①から③まで、6件の条例につきまして改正及び廃止を行う考えでございします。

まず①でございしますが、中野区長等の給料等に関する条例の改正でございします。教育長の給与につきましても、本条例中に定めるということでございまして、内容につきましては別紙1新旧対照表のとおりでございします。別紙1につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして②では、中野区特別職報酬等審議会条例の改正でございします。本件につきましては、教育長の給料の額につきまして、中野区特別職報酬等審議会における審議の対象とするため、規定の整備を行うものでございします。新旧対照表につきましては、別紙2の

とおりでございます。後ほどご確認をいただければと存じます。

次に③でございます。本件につきましては、①に記載の中野区長の給料等に関する条例の改正に伴いまして、次の4点の条例につきまして所要の規定整備等を行うものでございます。

まず1点目、アでございますが、中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正でございます。これにつきましては、本条例中に中野区長等の給料等に関する条例を引用していることにより、改正を行うものでございます。内容につきましては、別紙3の新旧対照表のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

次にイでございます。中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の改正についてでございますが、本件につきましては、本条例中給与に関する規定の部分を削除するというところでございます。内容につきましては、別紙4の新旧対照表のとおりというところでございます。

続きましてウでございます。中野区職員の退職手当に関する条例の改正でございますけれども、本件につきましては、教育長の給料等に関する条例を引用していたことにより改正を行うものでございます。内容は別紙5の新旧対象表のとおりとなっております。

裏面をごらんいただきたいと存じます。続きましてエの中野区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の廃止でございます。本件につきましては、教育長が特別職に位置付けられたことによりまして、必要がないということでございまして、廃止を行うというものでございます。

続きまして、(2)でございますが、教育委員会委員長の職が廃止されることに伴います規定の整備ということで、以下2件の条例の改正を行うものでございます。

まず①でございますが、中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。本件につきましては、委員長報酬の額の規定を削除いたしますとともに、区長等の給料等に関する条例を引用しておりましたことに伴います所要の規定の整備という内容となっております。細かな内容は、別紙6の新旧対照表のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、②でございます。中野区議会委員会条例の改正でございます。本件につきましては、常任委員会等における出席説明の要求に係る規定中に委員長に係る規定がございましたので、これを削除する内容となっております。詳細は別紙7の新旧対照表のとおりとなっております。

最後に「(3)その他の規定整備」ということで、中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正でございます。今回の一部改正法の制定によりまして、本条例中で引用しておりました条項が繰り上げられたことに伴います規定の整備という内容でございます。詳細につきましては、別紙8新旧対照表のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

続きまして、「施行期日等」ということでございますが、本年4月1日からの施行でございます。また、附則には改正前の法律により任命された教育長が在職する場合の経過措置について規定してございまして、在職中はなお従前の例による取扱いとする旨、規定しているところでございます。

最後に、「今後のスケジュール(予定)」というところでございますが、本日教育委員会における審議を経まして、平成27年区議会第1回定例会に条例案が提出される予定ということでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

渡邊委員

最後のところに出ていた「施行期日等」の(2)の部分、こちらの一部改正法附則第2条第1項というのは、別紙の資料としては提出されていないのでしょうか。

副参事(子ども教育経営担当)

この議案中に、別紙で条例をつけてございますが、資料にはございませんので、この条例の中でお読み取りをいただければということでございまして、附則の第2条から第8条にかけて、こういった内容が規定されているということでございます。

渡邊委員

附則がないと、4月1日から今の体制が変わってしまうのですけれども、それについて、この部分がどういう意味を持っているのか、もう一度詳しく説明していただけますか。

副参事(子ども教育経営担当)

説明が不足してございました。説明資料に別添の一部改正法の資料が付いていなかったということでございまして、議案に付いております条例の中で、附則についてはそれぞれ経過措置が設けられているという内容になってございます。

経過措置の内容ということでございますけれども、改正前の法律によりまして任命された教育長が4月以降も在職する場合においては、なお従前の例によりとり行われるということでございまして、法の改正の効力はその部分については適応されない。従前の例による法律の扱いがそのまま続けられるということでございます。

渡邊委員

教育長についてこのままの体制であれば、4月1日前の法律がそのまま適用になるものと理解してよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員のご指摘のとおりでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

ちょっとわかりにくいので、まだ整理できていないのですけれども、教育委員会に関係するところで主要なことは、教育長の給与の関係が整理条例のほうで決められるというふうに理解していいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

教育長が特別職として位置付けられるということで、それにかかわる関係条例の規定の整理、その中にはただいま委員のご指摘のとおり、給料の内容についても含まれているところでございます。

さらにもう一つポイントは、教育委員会委員長の職ということが廃止されることに伴います規定の整備、またその他の規定の整備ということでは、条文が繰り上げられたことに伴います整備ということで、これらを一括した整理条例の内容となっているところでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

これに関しては、新しい教育委員会制度に移行するに当たっての、一つの条件整備であるという考え方でよろしいということでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員長のご指摘のとおりでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、なければここで質疑を終結させていただきたいと思います。

簡易採決の方法により、採決を行います。

ただいま上程中の第6号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決案件、第7号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、第7号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」をご説明いたします。

提案理由ですが、「配偶者同行休業制度の導入に伴い、規定を整備する必要がある」ということでございます。裏面は議案文でございますので、別添の教育委員会資料で内容をご説明いたします。

それでは、資料をごらんください。「1 改正する理由」でございますが、配偶者同行休業制度の導入に伴いまして、関係規定の整備を行う必要があるというものでございまして、こちらの制度でございますが、中野区職員全体に係る制度でございます。

「2 制度の概要」でございますが、地方公務員法の改正を受けまして、職員の継続的な勤務を促進するために、職員の配偶者同行休業に関して必要な事項を定めるというものでございます。

米印のところでございます。職員が外国で勤務することとなった配偶者と生活をともにするための休業でございまして、職員の身分を有したまま職務に従事しないことを認めるという、いわゆる休業の制度でございます。

改正内容でございますが、「配偶者同行休業中の職員には、いかなる給与も支給しない旨を定める」という内容でございます。

施行期日は平成27年4月1日でございます。

条例の新旧対照表は裏面でございますので、裏面をごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。

第24条、こちらは休職者等の給与について定めているところでございまして、休職者については、休業中は給与を支給しない旨を規定している条項でございまして。こちらに、ただいまご説明しました、「配偶者同行休業中の職員」という規定を加える内容でございまして。

それでは表面に戻っていただきまして、「6 今後のスケジュール」でございまして。平成27年区議会第1回定例会に、今回議決をいただいた後に議案を提出する予定でございまして。

説明は以上でございまして。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

田中委員

今の説明の中で、区職員全体に係るという話でしたけれども、ほかの区の職員の方たちも、4月1日から同じように始まるということなのですか。

副参事（学校教育担当）

そのとおりでございまして。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

この配偶者同行休業制度というものが定められている法令を教えてくださいのだけれども、中野区で、何か条例をつくっているのでしょうか。それとも、ほかの法律なのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

まず、地方公務員法でこの制度が規定されました。こちらはもう既に施行されてございます。

それを受けまして、先ほど中野区職員全体の制度と申し上げましたので、中野区職員の配偶者同行休業に関する条例というものが、所管は違いますが制定される予定となつてございまして、それを受けまして今回の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正という規定整備を行うというものであります。

小林委員長

よろしいですか。これは、従前東京都の教員の場合、例えば日本人学校に配偶者が行くような場合に適用されているのと同じようなものと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

委員長ご指摘のとおり、それらも含めまして配偶者が外国で勤務することになったとか、いわゆる会社勤めではないですけども、配偶者が外国で仕事を行う、それに伴って一緒に生活するというもの。あとは大学に該当する、外国の大学であって、外国で就学をする必要についても認められるという制度になってございます。

小林委員長

この期間の定めは。

副参事（学校教育担当）

期間でございますけれども、3年を超えない範囲ということで、制度としては認められるというものでございます。

小林委員長

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

それでは、なければ質疑を終結したいと思います。

簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第7号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

それでは、次に報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、1月16日の第2回定例会以降の委員の主な活動について、一括して報告をいたします。

1月16日金曜日、平成25・26年度「学校教育向上事業」研究指定校塔山小学校研究発表会。この発表会には田辺教育長が出席しております。

私からの一括報告は以上であります。各委員から補足、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

特にございません。

小林委員長

大島委員。

大島委員

特にございません。

小林委員長

田中委員。

田中委員

特にございません。

小林委員長

田辺教育長。

田辺教育長

委員長からご紹介がありましたように、先週 16 日に塔山小学校で学校教育向上事業の研究発表会に参加をいたしました。

平成 25・26 年度の 2 年間で、道徳を対象に研究活動を続けた結果ということで発表がありました。道徳につきましては皆さんご承知のように、昨年の秋に中央教育審議会の中で特別の教科として道徳を位置付けるという方針が発表され、平成 30 年度だったと思えますけれども実施されるということで、それを視野に入れた研究活動だということで発表がありました。

私は研究授業は最後のほうしか見られなかったもので、講演会等に参加をいたしました。道徳の授業は教員それぞれも非常に苦労して、なかなか難しい課題の中で工夫しているということですが、資料提示の工夫とか、発問構成の工夫とか、学習活動の工夫、振り返りの工夫など、さまざまな提案がありました。

なおかつ、道徳については道徳の時間だけに力を入れるということではなく、道徳教育というのは、ほかの教科にも通じる場所があったり、特別活動とか学校行事などにも関連があって、そうしたことは学校教育全体を使って道徳を子どもたちに教えていくのか、学習活動をしていくという姿勢が見てとれまして、マトリックスになっている一覧表みたいなものができていまして、年間の学校行事と、それから道徳の授業、それから特別活動、それから各教科でかかわりあるものを、どうやって体系立てて、系統立てて教えていくのか。

それ以外に、中学校との連携とか、地域・家庭との連携ということも視野に入れて、道徳をこれから指導していこうという、意欲的な取組で、私も参考になったものです。

道徳については、先ほど冒頭で言ったように、教科としてなかなか教えるににくいところがあって、教員の中には非常に不安や心配ということもあるのでしょうけれども、こういう赤と青の、研究発表会のときに参加者全員が期待をしている人は青、それから不安や心配を持っている人は赤というのを参加型でやったのですが、圧倒的に赤が多くて、やはり参加者も全員非常に不安に思っていて、そのせいか150人以上の参加もあって、大盛況のうちに終わりましたので、この成果をぜひ中野区内の各学校に広めていきたいと思っていますところでは。

以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

塔山小学校につきましては、先般12月中旬に道徳授業地区公開講座があって、私も参加をいたしました。この委員会でも多少報告をさせていただきましたが、大変印象的だったのは、先生方が非常に前向きに、意欲的に授業をされているということでありました。

今、教育長が言われた赤と青ですけれども、恐らく塔山小学校の先生方はかなり青いカードが上がるのかなと思っていますが、こういう成果をぜひ、区内の全体に広めていって、子どもたちのためにより実践が展開されただけであればと願っているところであります。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

<事務局報告>

小林委員長

それでは、事務局報告に移りたいと思います。

事務局報告の1番目、「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）について」の報告をお願いします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（案）について」、ご報告をいたします。

12月にご報告いたしました、子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（素案）につきまして意見交換会を実施いたしました。その意見交換会を踏まえまして、新たに保育料等の考え方（案）を、下記のとおり取りまとめたのでご報告をさせていただきます。

す。

1番でございますが、保育料等の考え方（素案）に対する意見交換会の実施結果でございます。「開催概要」といたしましては、昨年12月に3回に分けて意見交換会を実施いたしまして、合計41人の区民の方にご参加いただいたものでございます。

そのほかに、(3)に記載させていただきましたけれども、意見の募集といったところで、2件のご意見をメールでいただいているところでございます。

これらを含めまして、いただいた意見の概要及び区の考え方でございますが、1枚おめくりいただきまして、別紙1をごらんください。「意見交換会における意見等の概要と区の回答」でございます。

1番から3番に関しましては、新制度に関する制度のご意見、ご質問といったところでございます。それから4番、5番に関しましては、認可保育所の保育料の見直しに関する区の考え方でございます。それから6番に関しましては、こちらは幼稚園、保育所、それから認証保育所に関しましてサービス内容は違うけれども、それを全て同様に考えるのは違和感があるというような、幼稚園に関することでご意見をいただいております。

それに対する区の回答といたしましては、幼稚園、保育施設ともにそれぞれの特色を出しながら、一定程度共通した教育・保育が提供されていると考えており、負担は公平であるべきといったところで、負担の公平化の考え方としているところでございます。

おめくりいただきまして、9番に関しましては、区立幼稚園の保育料に関するご意見でございます。区立幼稚園を現在利用している方というところで、今回の考え方では保育料が増額になる見込みであって、経過措置を設けて現行の保育料を超えない配慮が必要ではないかというご意見をいただいているものでございます。

これに関しましては、これまで区立幼稚園の場合は一律であった保育料を、新制度では所得に応じた負担とすることを考えているといったところと、今回そのことに加えて、私立幼稚園の保護者に対して行っております保護者補助も加味した保育料を予定しているというところで、経過措置は考えていないという区の考え方を述べさせていただいております。

おおむね、以上のご意見をいただきまして、今度は（案）でございます。別紙2で（案）を取りまとめてございますが、意見交換会の意見を踏まえて変更した箇所は、特段なしでございます。

（案）でございますが、別紙2のとおり素案と同じ内容で（案）を取りまとめさせてい

ただいております。簡潔にご報告させていただきますと、1番では、基本的な考え方といたしまして三つほど整理させていただきます。

一つ目の丸は、認可保育所の保育料の考え方でございますが、現在、総運営経費に占める利用者の負担割合が低いということがございまして、現在、経過措置を実施しているところでございますが、この経過措置終了後、国の基準額まで保育料の見直しを行っていく必要があると考えてございます。

それから二つ目の丸は、幼稚園に関係するところでございますが、幼稚園の保育料と認可保育所の保育料の比較に関しましては、今後負担の公平化を図っていく必要がある。

それから、三つ目の丸でございまして、区立幼稚園の保育料は現在一律でございましてけれども、負担の公平化を図る観点から、区立幼稚園の保育料も私立幼稚園と同様に、応能負担に変更するという考え方を持ってございます。

2番に進みまして、幼稚園に限らせて報告させていただきますと、新制度における幼稚園の保育料でございます。

(1)のイをごらんいただきたいと思います。①、②、③をごらんいただければと思いますが、区立幼稚園に関しましては、①、②を合わせましたら、国の定めた就園奨励費をベースとした所得水準に、現在の私立幼稚園の保護者補助を加味した金額としたいと。それで、区立幼稚園の保育料も私立幼稚園等と同様に応能負担に改めていきたいと考えているものでございます。

それから③では、現在の区立幼稚園の入園料に関しましてでございますが、裏面に進んでいただきますと、③の最後、区立幼稚園の入園料については廃止する考えを持っているものでございます。

区立幼稚園に関しましては、以上の保育料でございまして、もう1枚おめくりいただきますと、「1号認定の保育料」ということで、幼稚園に通われる方の保育料の案ということで参考資料をお示ししております。

この表の一番右側、こちらが「区の保護者補助を反映した実質的負担額」で、このような金額で、今後区立幼稚園の保育料も定めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

別紙2、考え方の（案）ですけれども、1の最初の丸、先ほど説明されていたのですけれども、認可保育所保育料の水準は、総運営経費に比べて割合が低いことから、基準まで保育料を見直していくという言い方なのですけれども、これは、低いから保育料を上げると捉えていいのでしょうか。

それと、2番目なのですけれども、幼稚園の保育料と認可保育所保育料を比較すると、幼稚園の利用者の負担が高いことから、公平化を図るということは幼稚園の値段を下げるのか、又は認可保育所の保育料の値段を上げるのか、公平化を同じような水準にすると、行政の言葉はわかりにくいものですから、そういう形に切りかえると、そのあたりはどうなのか。

そして現在、区立幼稚園の保育料は一律であるが、私立幼稚園の負担は実質的な応能負担になっている。これは、要は今まで一律ですけれども、所得に応じて変えていこうという考え方でいいのか教えていただけますか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

こちらの1番の丸の1個目のお話でございますけれども、総運営経費に占める利用者負担の割合が低いといったところで将来的に上げるのかといったご質問と思いますが、現在、平成24年の決算ベースでいきますと、私立の保育園の総運営経費で保護者負担をいただいている割合が今12%になってございます。国基準でございますと、28%まで保護者負担を求めてもいいということになってございますので、国基準までの保育料の見直しだと、保育料の引上げの方向での検討が今後必要になってくると、区は考えているものでございます。

それから、丸の二つ目のお話でございますが、では負担の公平化をどうするのかというところでございますが、今の説明をさせていただければ、認可保育所の保育料をどちらかという、もう少し負担をとということで見直しを行っていきたいと思っておりますので、状況に応じて幼稚園との公平化を図っていきたいといった考え方でございます。

渡邊委員

ありがとうございます。それと、別紙1に戻るのですけれども、区民からの意見・要望と区の回答ですけれども、こちらの2番、「新制度になると、保育園で保育料のほかに給食費が徴収されるようであるが、やめてほしい」ということで、これは保育料のほかに給食費が徴収されるということは、その分負担がふえると解釈していいですか。

区が一定程度負担をしており、今後も継続していく予定であると書いているのですけれ

ども、利用者側に立てば、この部分がふえるとこの文章を読み取っていいのか。

それと4番、「経過措置後は、保育料が上がる可能性があるということか。上げないようにしてほしい」ということなのですからけれども、これは先ほどの別紙2と同じような説明をされているのか、このあたりをもう一回説明してください。

副参事（保育園・幼稚園担当）

2番のお話でございますが、これは保育所の保育料のお話でございますけれども、保育所の保育料は簡単に言いますと給食費は込みになってございますので、別段給食費のご負担をいただく必要がない制度になってございます。

ただ、年齢によっては一部ご負担を求めていいような取り決めに国のほうではなっているのですが、その分は区が今運営の負担をしてございますので、新たな負担は通常で言えば発生しないというようなことに、2番はなってございます。

それから、4番のご説明でいきますと、先ほどの別紙2、丸の一つ目でご説明させていただいたように、見直しが必要だというご説明と同様の回答内容となっております。

渡邊委員

最後の点ですけれども、参考資料1で、保育料の案が書かれているわけですがけれども、実際今のお話を聞いていると、ある一部の世帯では安くなるけれども、ある一部の世帯からは上がってくる、保育料が実際は増額になるのだろうという予測の数字だろうと思うのですが、現状の保育料を比べると、この表で言えばどのあたりから高くなって、どのあたりから低くなっているのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在、区立幼稚園の保育料に関しましては、月額1万1,350円のご負担をいただいているところでございます。そうしますと、参考資料1の表の一番右を見ていただきますと、一番ご負担の高い層、こちらが1万3,700円となっておりますので、若干ご負担がふえると。あとの階層に関しましては、逆にご負担が減るといった予定をしているところでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

田中委員

今に関連なのですが、大体推測として上がる方と下がる方というのは、割合的にどれくらいですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在一律のご負担をお願いしているというところがございまして、区立幼稚園をご利用されている方の収入を区として今把握していない状況でございますので、その割合は現在わかっていないといったところでございます。

大島委員

今に関連してなのですけれども、参考資料1で、生活保護世帯と税金非課税世帯、実質はゼロということなのですが、これまで現行は1万1,350円を一律で負担してもらっているということは、現行の場合、生活保護世帯や非課税世帯も1万1,350円を払っているということなのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

区立幼稚園に関しましては、今、委員がご指摘の生活保護世帯、それから区民税非課税世帯に関しましては減免をさせていただいて、ご負担はないといったところでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局報告の1番目に関しては以上で終了させていただきたいと思います。

保育園・幼稚園担当古川副参事、本日はご出席ありがとうございました。ご退室ください。

ほかに報告事項はありますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

<議決案件>

小林委員長

続きまして、議決案件、第8号議案「損害賠償に係る仮和解等について」を上程いたします。

ここでお諮りをいたします。本件は、個人情報を取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。恐れ入りますが、傍

聴の方はここで会場の外へご退室をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。

午前11時13分閉会